

○香美市産業振興条例

平成28年3月18日

条例第24号

改正 平成28年6月24日条例第31号

香美市は、豊かな自然の恵みによって、古くから農林業を基幹産業として栄えてきた。

しかし、昭和30年代後半からの高度経済成長により都市への労働力の流出や、国の輸出産業重視の経済政策によって農林業は衰退し、農地や山林の荒廃に加えて後継者不足が深刻な問題となっている。

また、商工業も経済の国際化や企業間競争、急速な少子高齢化や人口減少により、極めて厳しい経営環境に置かれている。さらに、不安定な雇用事情と相まって危機的な地域経済の疲弊が懸念される。

本市は、豊かな観光資源や文化、人材、自然環境に恵まれている。未来へと引き継ぐまちづくりの資源は自らの手中にあることを自覚し、主体的に行動を起こす必要がある。

このことから、本市の全ての事業者・関係団体・関係機関・市民及び行政が一体となり、経済の地域内循環を基本とした産業振興を総合的かつ恒常的に推進し、本市の健全な発展と市民福祉の向上に資するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、本市の産業振興に関する施策を総合的に推進し、事業者の自主的な経営意欲を高めるとともに、その経営基盤の強化を図り、もって地域経済の健全な発展及び市民生活の安定と向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者とは、市内において農林業、商工業その他の産業を営む全ての者をいう。
- (2) 関係団体とは、農業協同組合、森林組合、商工会、観光協会、その他事業者で組織する団体をいう。
- (3) 関係機関とは、教育研究機関、金融機関等、事業者及び関係団体と連携して産業振興を推進する機関をいう。

(基本理念)

第3条 地域産業の振興は、事業者の自主的な努力及び創意工夫を基本とし、本市の地域特性に適した産業振興のための施策（以下「産業振興施策」という。）を事業者、関係団体、関係機関、市民及び行政が一体となって推進するものとする。

(基本的な施策)

第4条 基本的な産業振興施策は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者の経営基盤強化の支援及び経営の健全化に関すること。
- (2) 事業者の受注機会の増大と事業者が扱う物品・役務等の市内消費の拡大に関すること。
- (3) 市民及び商工業者の意見を十分に取入れた商工業の活性化に資する事業の展開に関すること。
- (4) 農業生産の維持・振興及び生産品の有利販売の促進並びに新規参入農業者、認定農業者、集落営農組織などの担い手の育成・支援に関すること。
- (5) 森林資源の多面的な利用と活用を促進するための林業基盤整備、人材の育成・確保に関すること。
- (6) 土佐打刃物、フラフ等伝統的工芸品や伝統的地場産業の振興、後継者育成、技術継承に関すること。
- (7) 観光資源を活用し、本市の魅力を市内外に発信するなど、観光振興に関すること。
- (8) 地域経済の循環及び活性化に資するための企業誘致や産業創出の支援に関すること。
- (9) 関係団体及び関係機関と事業者の連携による新商品の開発や販路の拡充に関すること。

(市の責務)

第5条 市は、前条各号の施策を行うにあたり、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 基本的な施策を推進するため、原則として前条の各号毎に具体的な施策を策定し、実行すること。
- (2) 国、県、関係機関と連携協力して施策を推進すること。
- (3) 事業者の経営の安定化を図るため、関係団体及び金融機関と連携し効果的な補助制度を構築すること。
- (4) 事業者の取り扱う工事、物品、役務等の受注機会の拡大に努めること。
- (5) 産業における資源の循環を地域内で行うよう奨励すること。
- (6) 雇用機会の創出と市内消費人口を増加させるため、積極的な企業誘致活動や産業創出の支援に努めること。

(議会の責務)

第6条 議会は、産業振興に向けて協力すること。

- 2 議会は、市の責務が果たされているか見守り、助言すること。
- 3 議員は、産業振興の必要性を理解し、積極的に提案、提言を行うこと。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、法令を遵守し、自主的な努力及び創意工夫により、経営基盤の強化、人材の育成、雇用の確保並びに安全安心な生産や製品の供給及びサービスの提供に努めること。

- 2 事業者は、市及び関係団体による産業振興に関する支援等を活用し、事業の活性化に努めること。

3 事業者は、市及び関係団体が行う産業振興施策及び地域の活性化に資する事業に積極的に参画すること。

4 事業者は、関係団体に加入するよう努めること。

(関係団体の役割)

第8条 関係団体は、この条例の目的達成のため、次に掲げる事項について、積極的な取組みに努めること。

- (1) 事業者の経営の健全化のため、指導支援を行うこと。
- (2) 新たな技術や商品開発を事業者と協働して行うこと。
- (3) 起業や新規事業への展開に対する支援を積極的に行うこと。
- (4) 生產品の有利販売や、販路の拡大に努めること。
- (5) 市内消費拡大のためのイベントを企画し開催すること。
- (6) 労働者の福利厚生面の向上のための指導を行うこと。

(市民の協力)

第9条 市民は、産業振興が自らの生活をより豊かにし、地域の活性化はもとより、地域の存続に寄与することを理解し、市内での消費や事業者からの役務の利用に心掛け、その健全な発展に協力するよう努めること。

(産業振興推進委員会の設置)

第10条 市長は、この条例に掲げる産業振興に関する基本的な施策について、重要な事項を調査、審議するため、香美市産業振興推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。
- 3 市長は、施策の効果を委員会に報告し、評価及び検証を行い、改善に努める。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年6月24日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。